

会 議 録

| | | | |
|--------------------------|---|---------------------|--------|
| 会 議 の 名 称 | 第2回枚方市立総合福祉会館指定管理者評価委員会 | | |
| 開 催 日 時 | 令和6年1月30日(火) | 開始時刻 | 10時00分 |
| | | 終了時刻 | 12時30分 |
| 開 催 場 所 | Web会議(枚方市役所別館4階 第4委員会室) | | |
| 出 席 者 | 会 長：本多 重夫委員、 副会長：大森 布実子委員、 委 員：小寺 鐵也委員、名賀 亨委員、秦 康宏委員 | | |
| 欠 席 者 | なし | | |
| 案 件 名 | (1) 所管部署へのヒアリング (2) 評価・答申 について (3) その他 | | |
| 提出された資料等の 名 称 | 資料13 | ヒアリング事項に対する指定管理者の回答 | |
| | 資料14 | 評価コメント記入用紙 | |
| 決 定 事 項 | ・評価結果、答申書について決定 | | |
| 会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由 | 非公開 ・枚方市情報公開条例第5条第(3)号の規定による非公開情報が含まれる 事項について審議・調査等を行うため。 | | |
| 会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由 | 公表 | | |
| 傍 聴 者 の 数 | — | | |
| 所 管 部 署 (事 務 局) | 総合政策部 行革推進課 健康福祉部 健康福祉政策課 | | |

審 議 内 容

(本多会長) それでは、ただいまから、第2回 枚方市立総合福祉会館指定管理者評価委員会を開会します。まず、事務局から、委員の出席状況及び本日の進め方等について説明をお願いします。

(事務局) 本日の出席委員は5名で、委員全員のご出席をいただいております。よって、会議として成立していることを報告させていただきます。

それでは、次に、資料の確認をさせていただきます。

本日お配りしておりますのが、委員会の次第を記した次第書と、**資料13**ヒアリング事項に対する指定管理者の回答と、**資料14**評価コメント記入用紙でございます。その他参考資料としまして、**参考資料1**ヒアリング予定事項一覧(まとめ)、**参考資料2**令和4年度枚方市立総合福祉会館事業報告書(修正版)でございます。

資料としては以上ですが、その他、前回、第1回委員会資料につきましても一部本日使用するものがありますので、一式をご用意いただければと思いますが、それぞれお手元にご覧いただけますでしょうか。

次に、本日の進め方についてですが、12月25日(月)の第1回委員会でご決定いただきましたとおり所管部署へのヒアリングを行った後、評価について合議・答申をいただく予定としております。前回の委員会資料として配布した「**資料9**第2回枚方市立総合福祉会館指定管理者評価委員会の進行について」をご覧ください。まず、事務局よりヒアリングの進め方等についてご説明したのち、ヒアリングを開始する前に委員の皆様の間で意見交換をしておきたいことなどがありましたら、そのお時間をとらせていただきます。次に、案件(1)としまして、所管部署に対するヒアリングを行っていただきます。指定管理者に対するヒアリング事項があった場合は、指定管理者からの回答もこの時にまとめてご報告をさせていただきます。

その後、案件(2)評価・答申についてに進みます。事務局から評価方法等についてご説明させていただいた後、委員の皆様がご自身のお考えをまとめていただく時間も兼ねて、15分から20分程度の休憩時間を設けております。その後、評価について、委員間での意見交換・合議を経て、答申の内容をご決定いただきます。

最後に、案件(3)その他としまして、事務局から、その他連絡事項について説明の後、閉会となります。全体の所要時間はヒアリングの時間にもよりますが、1時間半から2時間程度と考えております。よろしく願いいたします。

(本多会長) それでは、案件に移ります。案件(1)所管部署へのヒアリングについて、まずは事務局からヒアリングの実施方法について説明をお願いします。

(事務局) ヒアリングにつきましては、前回の委員会でお配りした**資料7**の「評価メモ」に沿って、右端に設けているメモ欄の区分ごとに質問をお受けする方法がスムーズかと考えております。こちらの区分ごとに、事前に指定管理者に対するヒアリング事項をいただいていた場合はまず、指定管理者からの回答について所管部署から報告いたします。その後、委員の皆様から所管部署に対して、事前に提出いただいたヒアリング事項を中心に、質問していただければと思いますが、事前にヒアリング予定事項に書かれていなくても、ご自由にご質問いただいても結構でございます。

なお、後の（２）評価・答申についての案件で評価について委員間で意見交換をしていただくにあたっては、この「評価メモ」を使用する予定でございますので、ヒアリングの際にも「評価メモ」の右端の欄にメモを取っていただくなど、ご活用いただければと思います。

また、**参考資料1**としまして、皆様から事前にいただいたヒアリング事項をまとめた一覧がございます。評価メモの区分ごとに順に並べておりますので、ご自身がお質問される際に参考にしていただければと思います。説明は以上です。

（本多会長） ありがとうございます。よくわかりました。確認ですけれども、評価メモの区分欄ごとに最初に指定管理者へのヒアリングに対する回答について報告いただいて、その後所管部署への質問という流れになるということによろしいですか。

（事務局） はい。その通りでございます。

（本多会長） 委員の皆さんから事務局への質問、あるいは、ヒアリングを実施する前に委員の間で共有しておきたいこと、意見交換しておきたいことなどはありますか。

（意見等なし）

（本多会長） それでは、ヒアリングを実施したいと思います。

事務局から説明があったとおり、**資料7**評価メモに沿って進めていきたいと思っております。まず、「1 業務の履行状況」の1つめの評価項目「(1)選定時の基準（確認事項）・事業計画の内容（目標）に関する事項」について、要求事項の区分ごとに伺っていきます。

【施設の経営方針に関する事項】の①施設の現状に対する考え方及び将来展望について、まず、指定管理者へのヒアリング事項に対する回答について事務局からご説明いただけますか。

（事務局） まず、指定管理者からの回答をさせていただく前に、前回の委員会にてご質問をいただき、当日回答ができていなかった件について、改めてご説明をさせていただきます。

お手元の**資料7**評価メモの評価項目の中で、冒頭にございます、「施設の設置目的等を踏まえた枚方市の現状認識及び枚方市が目指している地域福祉の今後の方向性が明確に提案されている」という確認事項7の評価ポイントにつきまして、「枚方市の目指す地域福祉の方向性はどこを見ればわかるのか。枚方市が令和4年度から実施している重層的支援体制整備事業について、①縦割りをなくし、行政のいろんなところに個別に相談に行かれる、断らない相談ということで、どこでも受けられるというネットワークづくりを進めようということ②社会福祉協議会が従来行っていたコミュニティソーシャルワーカー等が中心となって地域の組織づくりをやっというところ、この2つの大きな柱で進めていくということだが、今回の資料にその内容が全く出てこない。」というご質問をいただいております。

枚方市が策定しております「第4期地域福祉計画」において、「複雑化する地域生活課題への対応」、「地域で活躍する人材の確保」、「家庭、地域、社会への福祉意識の浸透」として方向性を定めておまして、市の相談体制や社会福祉協議会に委託し実施している重層的支援体制事業も含めた計画の進捗や事業の評価等につきましては、枚方市社会福祉審議会（地域福祉専門分科会）において審議を行っております。

今回の指定管理者評価委員会で評価いただく内容としましては、主に総合福祉会館の管

理・運営の部分となるため、社協が実施している事業について、直接評価対象とはしていませんが、総合福祉会館が市の目指す地域福祉の方向性に沿って取り組んでいく内容として、**資料 7**のとおり「新たな市民交流の取り組みや、より積極的な福祉団体やボランティアグループとのネットワークづくり、枚方市総合文化芸術センターや関西医科大学との連携を実施」という形で明確に提案されている部分を評価しているところでございます。

続きまして、事前にいただいております指定管理者に対するヒアリング事項について、回答させていただきます。

指定管理者から書面で回答を得ており、**資料 13**ヒアリング事項に対する指定管理者の回答にまとめておりますので、ご参照ください。

まず、施設の経営方針に関する事項の①施設の現状に対する考え方及び将来展望につきましては、確認事項 7 に関連した質問を 3 ついただいております。

1 つ目は、「様々な取り組みによって利用も増加しているようであるが、今後徐々に人口が減少していくと思われる。そうした人口減少を意識し、これまでとは違った新しい利用者増の方策などを考えているか。」という質問に対し、「人口減少を意識した取り組みに限らず、社会情勢と共に福祉会館の利用者も変化しています。特に福祉活動者の高齢化、活動ユニット（団体）が少人数構成に移行しているなどの変化も顕著で、施設使用・活用方法に関する個別の悩みも傾聴しています。新しい利用者増の具体策としては、指定管理者が館内に貸室向けの無料 Wi-Fi を整備したことにより、企業や若い世代から、夜間使用や問い合わせが増えています。」と回答されています。

次に、「関西医科大学看護学部の実習協力は具体的にどのような内容の実習をしているのか。また実習の受け入れが、総合福祉会館の運営などにどのようなメリットをもたらしているか。」という質問に対しましては、「JV 代表団体の枚方市社会福祉協議会は、看護学部開設時から 4 年間のサービスラーニングへ法人事業で協力しており、地域組織や福祉活動のフィールドで、市民と未来の医療従事者となる学生を橋渡ししており、その過程で、福祉会館を福祉の複合拠点施設として紹介しています。指定管理事業では、福祉会館を自由に見学・事前学習できる施設として活用していただき、学生・教員のインタビュー等に対応しています。また、体操といった市民講座に実習学生が従事する、市民や福祉従事者との交流プログラムを用意していますが、現時点では感染症予防などが理由で、受け入れを見送っています。」と回答されています。

次に、「総合文化芸術センターとの日常的な連携は利用案内など以外にどのようなものがあるか。またそのことが、総合福祉会館の運営にどのようなメリットをもたらしているか。」という質問に対し、「立地上、総合文化芸術センター本館や別館（旧メセナひらかた会館）と間違えて来館する人が多くあります。指定管理者として、利用者にとっては 3 館ともに同じ枚方市の施設であることを意識し、他館への案内であっても丁寧に対応しています。これにより利用者も互いの施設を気持ちよく利用できるとともに、従業者の接遇意識の向上にもつながっています。また、JV の構成団体である京阪ビルテクノサービスは、総合文化芸術センターの指定管理者（JV）の構成団体でもあり、多様な事例に基づいて一体的な設備・施設管理にあたっております。」と回答されています。

この項目についての指定管理者からの回答は以上です。

（本多会長） ありがとうございます。

次に、この区分に関して、所管部署に対してご質問のある先生方はいらっしゃいますか。事前に大森副会長からヒアリング予定事項がある旨を承っておりますので、大森先生から最初に質問をしていただけますか。

(大森副会長) 先程の最後の質問と重複する部分があるかもしれませんが、総合文化芸術センターとの日常的な連携についても月次報告書等に記載されているのかの確認と、何を以て所管部署が適正と判断されているのか、その部分をお尋ねしたいと思います。

(事務局) ありがとうございます。月次報告書に関しましては、日常モニタリングとして貸室、管理運営、修繕、事業全般に係る状況の報告を受けておりますが、その中に総合文化芸術センターとの連携に関する内容も含まれております。例としましては、総合文化芸術センター関連の問合せ対応や双方の開催するイベントの情報交換、そういった内容が記載されています。これらの報告を適宜受けまして適正な連携ができていると判断していますが、それ以外でも相互間の対応があった場合などは随時指定管理者から相談があり、対応について市を交え協議する場面も多くありまして、そういった対応も日々されているということで評価をしているところでございます。

以上です。

(本多会長) ありがとうございます。大森先生、今の回答でよろしいですか。

(大森副会長) すみません、今も「適正」とおっしゃいましたけれども、その適正性は何で判断されているのかをちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

(本多会長) いかがですか。

(事務局) 適正にそういった対応ができているかということですが、市としても、お互いの施設を気持ちよく利用していただけることをメインに考えて連携をいただいていると思っております。現に総合福祉会館や総合文化芸術センター、それぞれの利用者が気持ちよく自分の目的の施設にたどり着けるような案内ができていることもお聞きしておりますので、まずそういった相互の案内が適正にされていると判断しておりますし、あとは月次報告書で今月は総合文化芸術センターでイベントがあつて、問合せが非常に多くそれに対応しましたということが書かれている、その都度都度の対応もしっかりと記録して報告をいただいているので、そういった報告面でも適正にされていると思っております。随時の連携で、例えば直近でいえば総合福祉会館近隣に蜂が大量に発生した事案が発生したときも、実際にどこからその蜂が発生したのか、どこの巣を駆除すれば蜂がいなくなるのかを総合福祉会館と綿密に話をされて最終的に解決に至ったこともございました。そういった点からも安全に皆さんに利用いただく、スムーズに利用いただくというところできっちりされている部分を適正と捉えております。

(大森副会長) ありがとうございます、よく分かりました。以上で質問を終わらせていただきます。

(本多会長) ありがとうございます。

それではこの部分に関して、所管部署に対してほかの委員の先生方、何でもご質問等ございましたらご自由にご発言いただけますか。

(質問等なし)

(本多会長) よろしいですか、それでは次の②施設運営に関する計画の(ア)施設運

営に関する提案について、まず、指定管理者へのヒアリング事項に対する回答について、事務局から報告をお願いいたします。

(事務局) では、②施設運営に関する計画の(ア)施設運営に関する提案につきましては、3つご質問をいただいております。

まず1つ目、確認事項9に関する質問としまして、「施設利用の向上に関して声かけや催し案内など緩やかに社会活動の継続を促す手法とありますが、ここでいう社会活動とはどのようなことか。緩やかに社会活動の継続を促すとはどういった意味か。声かけや催し案内が社会活動の継続にどのようにつながり、福社会館の運営にどのようなメリットをもたらしているか。」という質問に対しましては、「従業員は来館者に会釈・挨拶を心がけています。特にプールフロントや会館受付では「〇〇さんこんにちは」と名前を呼ぶことを心がけ、「行ってらっしゃい」「お帰りなさい」「ありがとうございました」の声かけを基本的に接客をしています。また、用事とは別の話題を続けられる方もいらっしゃいまして、そういった方にも可能な範囲で近況や団体活動の様子などをお聞きしています。貸室やプールなどの施設利用、水泳教室や各種講座など具体的な目的以外で、例えば「ラポールに行ってみたら」ということで、第三者から助言されて来館する方も多く、悩みを持つ人は社協など各種相談窓口や支援機関、サロンといった社会活動を希望される方はボランティアや地域活動や館内に配架チラシなどをご案内するなど、社会と接点を持ち続けるお手伝いをしています。こういった対応に備え、従業員からは日頃から個別に情報を収集、業務連絡で共有をしています。また、各教室・講座や玄関ロビーを使う憩いのミニライブ等が予定されている場合は、「ぜひ来ませんか」という提案をして次の来館のお誘いをしています。アウトリーチに関しては業務的に難しいため、社協へ取り次ぎ、孤独を感じる人が減るようにと取り組んでおります」と回答されています。

次に、確認事項10と25に関する質問としまして、「障害者差別解消法に関する研修を実施しているとのことだが、合理的配慮に関して市民に対して具体的にどのようなことを行っているのか。また、どのような支援を行う計画か」という質問に対しまして、「令和4年度は高次脳機能障害、令和5年度は障害者虐待・アサーションをテーマに研修を実施しました。症状・障害は場面・状況により単独でよりも相互に影響し合って現れることも多く、一方的に決めつけず個々の場面ごとに柔軟な検討と対応を行っています。具体的には障害特性に合ったコミュニケーション、手話や筆談、代筆、代読など柔軟に連携・対応に努めています。対応事例は朝礼・終礼といった業務連絡など常に従業員間で共有をしています。また、水泳教室の一部では障害児・障害者に限定した対象を身辺自立できる人といった表現に変え、多様な方が相互理解をして参加いただく内容に変更しています。」と回答されています。

次に、確認事項12に関する質問としまして、「総合文化芸術センターとの連携で、必要に応じて歩道橋への案内などは単なる道案内の意味か。その案内が総合福社会館にとってどのようなメリットがあるのか」という質問に対しましては、「総合文化芸術センターの敷地入り口、ピロティサインは福社会館の施設前広場(通称:円形広場)に面して敷設されており、芸術センターの利用者が通路としても使用されております。来館者が多い催事があると円形広場とラポール前の交差点付近の狭い敷地に人が密集しやすくなります。しかしながら、芸術センター事務室からは交差点付近の様子は確認しにくい構造になっており、

開館当初は繰り返し困難な状況（自転車・歩行者の接触事故や転倒事故）が発生しました。実際に人通りにつきましては福祉会館前にデジタルサイネージを設置しておりますけれども、そのデータとして2023年6月、1か月間で1日平均17,889人ということで、市役所前のサイネージと同じぐらいの人数を計測しておるので、かなり多くの方が通行されています。関西医科大学の学生さんとか通院する方も含んではいますが、かなり人通りの多い場所になります。指定管理者であるHUG共同事業体では、福祉会館の運営で把握している事例と予防策を芸術センターに情報提供するなど、事故防止の取組に協力をしています。その中で、芸術センター大ホールに直結する歩道橋を積極的に案内しているほか、横断歩道に誘導員を配置する旨を催事主催者に依頼をして、自転車との接触、転倒事故の予防や幹線道路の交通渋滞回避に努めていただいています。また、帰り道であり外からも見つけやすい福祉会館の受付で芸術センターの使用予定を尋ねる方が多いことから、対策を芸術センターに相談し主な使用予定を情報提供していただいています。お互いに混雑が予想される場合は早期に共有し、福祉会館からも積極的に連絡をすることで日々の来客対応もスムーズに行えています。」と回答されています。

この項目についての指定管理者からの回答は以上となります。

(本多会長) どうもありがとうございます。

引き続き、所管部署に対しての質問に移りたいと思いますが、事前に小寺先生からヒアリング予定事項を承っておりますので、最初に小寺先生からご質問いただけますか。

(小寺委員) その前に、管理運営業務が、いわゆるハード面とソフト面の二通りあると思いますけども、基本的にはハード面、会館の管理運営が主な業務委託であるということではありますが、ただ、ソフト面とハード面が全体的な印象として境界が曖昧な部分があるかなと感じています。特に先ほど事務局からもご説明があったように、現在、地域福祉はかなりクローズアップされていて重層的支援体制整備事業も進められておられますので、そういったソフト面が共同事業体の業務で社協は中心的な立場であり、地域福祉を引っ張る、計画でも地域福祉計画と地域福祉活動計画という二つの両輪で動いていますし、その片一方の地域福祉活動計画の主体が社会福祉協議会ということで、コミュニティソーシャルワーカーの活躍もかなり社協さんを中心にやられている、権利擁護の部分に関しても成年後見制度を主体的に引っ張っておられるというかなり重要な位置づけがあると思います。ただ、説明の中で、地域福祉計画を作ってその進行管理に関しては社会福祉審議会（地域福祉専門分科会）で審議するんだということですが、指定管理者評価委員会はハードを中心とした委員会だということであれば、その境界を分かりやすくするように地域福祉計画の進捗状況、進行管理、その辺りを指定管理者評価委員会の中でも説明していただいて、了解できればこの範囲内で議論ができるかなと思います。

その中でも、いわゆる差別解消法が改正されて4月から正式に民間企業にも合理的配慮の提供が義務化されますが、例えば対応要領が国から出されていますのでそういうところも徹底するとか、進捗も併せて報告があれば、指定管理者評価委員会と社会福祉審議会それぞれで議論すべきことの線引きがわかりやすくなるように思います。

(本多会長) ありがとうございます。今の先生のご質問等・ご意見等について事務局、いかがでしょうか。

(事務局) はい、ありがとうございます。今、先生からおっしゃられた内容としまし

て、確かにラポールひらかたとしてハード面でそういった差別解消法をはじめとした利用者に安全にご利用いただくという部分での対応は当然ながらしていますけれども、社会福祉協議会が代表団体ですので、今後、社会福祉協議会のそういった差別解消法も含めた対応を、もちろんいいところを指定管理者としても取り入れて、それに準じて対応しているというソフト面でのメリットもあると思っておりますが、はっきりとハード面とソフト面で詳しくご説明できる形がいいと思いますので、今後のお話の中で参考にさせていただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(小寺委員) はい、結構です。

(本多会長) 所管部署に対して、今、この区分に関して、所管部署に対してほかにご質問のあります先生方、ご自由にご質問していただけますか。

(質問等なし)

(本多会長) はい、特になければ、次に(イ)事業実施に関する提案について、まず、指定管理者へのヒアリング事項に対する回答について、事務局からご報告をお願いいたします。

(事務局) では、(イ)事業実施に関する提案につきましては、確認事項15に関連する質問としまして「Wi-Fi設置後、企業などの一般利用が増えたとのことですが、具体的にどのような利用が増えたのか」という質問に対し、「コロナ禍以降に自宅でリモート勤務をしていた人がWeb会議で使用した例や、医療関係者から研修動画の視聴会場として使えないかといった問合せが入るようになりました。施設の構造や通信容量制限等ご希望の使用方法に耐え得るか不明な点もありますので、通信環境をお試しいただく事前下見をご利用いただけます。また、施設使用料にプロジェクターや延長コードなどのOA備品使用料も含まれており、別途料金が請求されないの使いやすいと好評をいただいております。」と回答されています。

この項目に関しての指定管理者からの回答は以上です。

(本多会長) 次に、所管部署に対してご質問のある先生、特に事前にはヒアリング予定事項はいただいているのですけれども、この場でご自由にご質問していただけますでしょうか。

(質問等なし)

(本多会長) それでは次に、【施設の管理に関する事項】について、まず、指定管理者へのヒアリング事項に対する回答につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

(事務局) では、施設の管理に関する事項につきましては2つ質問をいただいております。

まず一つ目が、確認事項24に関連する質問としまして「障害者法定雇用率達成のための今後のビジョンや計画を具体的に教えていただきたい」という質問に対して、「特別支援学校との連携により雇用を推進してきましたが、令和4年度から5年度はコロナや緊急工事等による休業が重なり実施困難でした。次年度より近隣支援学校等との連携による体験雇用から雇用へとつながる取組を再開する予定です。」と回答されています。

次に、確認事項26に関連する質問としまして「セクシャルハラスメントの相談窓口は総合福祉会館内の職員向けと考えられるが、実際にこれまでにセクシャルハラスメント事案はあるか。あった場合はどのような対応をしたか、また、パワーハラスメントについての

相談窓口はあるか。セクハラ同様にこれまでの事案はあるか、あった場合はどのような対応をしていたか」という質問に対し、「セクシャルハラスメント、パワーハラスメントの相談窓口はJ Vの構成団体ごとに設置し、各従業員に周知はしております。現時点で職員向けのセクシャルハラスメント、パワーハラスメントの事案は発生しておりません。」と回答をされています。

この項目についての指定管理者からの回答は以上です。

(本多会長) それではこの件に関しまして、所管部署に対して質問のある先生がいらっしゃいましたらご自由にご発言ください。事前に名賀先生からヒアリング予定事項がある旨承っておりますので、最初に名賀先生からご質問いただけますか。

(名賀委員) はい、今、お答えいただいた質問については理解できました。つまり、セクシャルハラスメントへの対応は職員向けということで理解して、その事案があったのかどうかというと、事案がなかったということで一応理解いたしました。

これは、市民向けには何かありますか。ハラスメントは非常に幅が広いのではないかとはいえますけれども。

(事務局) 市民向けの研修をしていることは把握はしてないですけれども、あくまでも職員向けの窓口設置と啓発が中心になっておるかとは思っております。

以上です。

(名賀委員) はい、分かりました。

(本多会長) ありがとうございます。他の先生方、今の点に関してご質問等があればご自由にご質問していただけますか。

(秦委員) 障害者法定雇用率の達成のことですけれども、それぞれの団体の法定雇用率を今一度教えていただけますか。

(事務局) モニタリングの中で聞き取りをさせていただいた結果ですので令和5年3月時点の雇用率になりますけれども、枚方市社協が4.37%、京阪ビルテクノサービスが2.42%、マックススポーツが未達成という状況になっております。

(秦委員) この中でマックススポーツさんの今後の対応について、今、ご回答いただいたと思いますけれども、直近以外で過去に遡って法定雇用率の達成状況に対する取組を踏まえて今後どうなのかという質問の趣旨でございまして、マックススポーツさんに関しては近隣の支援学校との連携というビジョンで取り組んでいかれるということでしょうか。

(事務局) はい、おっしゃるとおりです。今までも、コロナ前はそういったことで支援学校と連携して実習もされていましたが、なかなか長期の雇用が実現できない、短期単発の雇用はありましたけれども、要は雇用率達成に達するような長期の雇用ができていなかったことが過去にもあったと聞いておまして、コロナがあつてなかなかそういった取組が近年できていましてしたけれども、大分落ち着いてきましたので、今後再開して雇用率達成に向けて動いていこうということで取組を進めていくこととなります。

(秦委員) はい、分かりました、ありがとうございます。

(本多会長) はい、ありがとうございます。ほかにご質問等ございますか。

(名賀委員) 建築設備全般に係る修繕・点検をされているということですが、建物全体に関しての修繕等、あるいは修繕計画とかそういったものについてはどうか。総合福祉会館ができてかなりの年月がたっていると思います、そういう視点で今後の建物

全体の老朽化とかを含めて何か計画等があるかどうか、そういったことをちょっとお伺いしたいと思いました。

(事務局) ありがとうございます。

先生がおっしゃられたように、福祉会館の竣工が平成10年、1998年5月で築年数が25年を経過しております。26年目に入りました。建物全体の老朽化、不具合や大型設備の改修工事に関しましては、年次ごとに施設保全計画に基づいた市の発注の工事に対応しております。令和6年度以降の主な改修工事としましては、衛生具や自動ドアや建具、エレベーター、電灯、空調センサーを予定しております。昨年度から今年度にかけては、高度処理水の送水ポンプがありまして、熱源を確保するために高度処理水を活用していますけれども、そのポンプが故障しまして一定期間空調やプールの昇温設備が停止を余儀なくされましたが、今はポンプが復旧し、空調・プール共に再開している状況でございます。それ以外の設備に関しては、開館に支障をきたすような故障等は発生していませんが、全体的に老朽化している箇所も多く見受けられるため、計画的に改修を進めていく予定になっております。また、小規模な設備・備品の修繕については指定管理料に年間400万円の修繕費を含めておりまして、消防設備の更新など法令上欠かせない修繕や突発的な機械設備、トイレ、貸室の扉などの建築設備の故障・破損に充てている状況でございます。

以上です。

(名賀委員) ありがとうございます。ということは、今の建物の中で、設備や備品等が故障、あるいは老朽化していた場合に交換したり修繕したりすることで当面の間は維持・管理できるということでしょうか。

(事務局) はい。

(名賀委員) 万一、建物の建て替え等も必要になってくることが考えられるのであれば、それに向けて利用者に対してどういうサービスを提供していくのか、そういうことも計画があればと思ひまして質問させていただきました。

(事務局) 枚方市としましては市有建築物について、長寿命化とこういう修繕を重ねることで築から70年程度もたせようということを今やっております。なので、もう少し先になるのかなど。大規模改修については35年が大きな市の全体のスケジュールです。

(名賀委員) 分かりました、ありがとうございました。

(本多会長) それでは、次に【情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項】についてのヒアリングということで、これは事前に指定管理者に対するヒアリング予定事項も、所管部署にする予定事項もいただいておりますが、この際、所管部署に対して質問されたい事項がございましたら、ご自由に質問していただけますか。

(質問等なし)

(本多会長) よろしいですか。

それでは引き続き、【緊急時における対策に関する事項】について、まず、指定管理者へのヒアリング事項に対する回答について、事務局から報告をお願いいたします。

(事務局) 「緊急時に備え、館内の利用状況を毎日共有し安全確保に努めたとあるが、共有はHUGのその日の出勤している全職員で共有できているか」という質問をいただいております。これに対しましては、「毎日館内各室の使用予定表を配布し、その日に出勤している職員で共有しています。予定表で共有する内容は、施設名、催しの名称、申請者、

登録区分、窓口貸出備品となっております。温水プールに関しましては、基本的にプール施設内の運営管理に比重を置いているため使用予定表は配布はしていませんが、水泳教室やコース単位で使用する専用使用の予定は利用案内、室温、水温、水質調整など運営上欠かせない情報になりますので、マックススポーツ、社協、京阪ビルテクノサービスへ常時、事前共有をしております。」と回答されています。

この項目についての指定管理者からの回答は以上です。

(本多会長) 名賀先生、よろしいでしょうか。

(名賀委員) はい、やはり安全に関して情報共有をするのが、例えば、長だけで何かあったときにその長から伝達するというのであればすごく時間がかかったり、うまく対応できないこともあるかと思ひまして、常に全員がそういった情報を共有できているかどうかを確認したく、質問しました。ありがとうございます。

(本多会長) はい、ありがとうございます。

それでは今の事項に関しまして、所管部署に対してご質問のある先生、おられましたらご自由にご質問をしていただけますか。事前のヒアリング予定事項はなかったと承っております。

(質問等なし)

(本多会長) それでは次に、【その他】についてご質問のある方はいらっしゃいますか。事前にヒアリング予定事項はいただいておりませんが、この場でご自由に所管部署に対してご質問いただければと思います。

(質問等なし)

(本多会長) それでは次に、評価項目(2)施設の管理運営に関する経費の収支状況(使用料の収入実績を含む)について、ご質問のある先生はいらっしゃいますか。事前に大森先生からヒアリング予定事項があると承っておりますので、最初に大森先生からご質問いただけますか。

(大森副会長) はい、ありがとうございます。

2点ありまして、1点ずつ質問させていただきます。

まず、年次報告書では経費の収支状況が書かれておりまして、人件費と社会福祉協議会への繰入金支出が様式第3号の収支状況と差異があります。人件費が約22万円、繰入金が約100万円の差異の理由を教えてくださいということと、令和4年度は851,295円の赤字となっておりますけれども、その繰入金が金額が変更になることによって、調整することによって黒字と赤字が変わってしまう可能性があるのですが、どのように繰入金を決めておられるのかも聞きたいと思っております。

まずは1点、以上でございます。

(事務局) ありがとうございます。

まず、年次報告書の8ページ、経費の収支状況、こちらに関してのまずは記載が誤っておりまして、差異が出てしまっておりました、申し訳ございません。修正したものを今回の資料に添付をしておりますので、こちらが正しい数字となります。

お伺いしました繰入金の部分に関しましては必要経費ということで算出をされておられて、主には会館の人件費間接経費で、社会福祉協議会が代表団体になっておりますけれども、社会福祉協議会の中の職員が実際にHUG共同事業体の業務に携わる部分が一定ある

と、そういったところへの人件費部分がまず一つ。もう一つは社会福祉協議会の公益事業ということでHUG共同事業体、ラポールひらかたの運営という位置づけにはなっていますが、社会福祉協議会からのHUGに対する必要経費としまして、主にサーバーの使用料とか電子帳簿のシステムの使用料、それから弁護士や税理士、社労士などの顧問料、こういった部分を案分して必要経費として算出しているものがこの繰入金支出になります。こちらで少し誤りがあったので差異が出てしまいましたけれども、今回でいえばこの380万円がそういったHUGとしての必要経費として算出されていることになります。

以上でございます。

(大森副会長) すみません、引き続きこれについてよろしいですか。

(本多会長) どうぞ。

(大森副会長) 当初2,706,000円で描かれていましたけれども、これが過りで実は380万円だったということになりますけれども、380万円という金額はあらかじめ決められているものでしょうか、それとも収支の状況によって380万を変えることがありますでしょうか。

(事務局) 基本的には、どの時点かは難しいところではありますけれども、決算の見込を出してという段階で、これぐらいの経費が必要であるということは見込みとしては出すとは聞いておまして、最終的に決算の段階でこの額が確定することになりますので、初めから決まっているというわけではないと思っております。

ただ、収支の状況に左右されて決まるというものでもないということです。

(大森副会長) そうすると、今の見込と最終的な金額の決定するところは何で決定されますか。収支の見込でもなくということであれば、実際にかかった経費のうち何%かを計上するという理解でよろしいでしょうか。

(事務局) 言葉足らずで申し訳ありません。例えば、先ほど申し上げたサーバーの使用料でいきますと、具体的にはパソコンの台数で按分するとか固定の算出方法があるので、そういった部分はあらかじめ決まっている部分かなと思っております。

以上です。

(本多会長) 大森先生、いかがですか。

(大森副会長) 今のご回答によると収支の見込ではないとおっしゃるのですが、利益の状況によって金額は変更するかなという、ちょっとそういうことを思ってしまうので、そうじゃなくて法人の実際の人件費の共同体へ出向している時間数であるとか、その辺の実際の金額によって決めているということであれば問題はないと思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

(事務局) はい、おっしゃるとおりで、そういった実態で決めておりますので、収支によってそれが変わるということではなく実際の必要経費としての実態によって決まっているものになります。

(大森副会長) ありがとうございます。

すみません、引き続き2点目をお伺いしたいのですが、予算ですけれども、令和4年度は高度処理水の関係でプールを休業していた期間があったにもかかわらず、光熱水費がかなり予算オーバーとなっていたと思っておりますけれども、これが通年で開催できるようになるとさらに光熱水費がかさむことになると思われま。また、人件費についても国の

考え方からこれからもっと増加していくものと考えられますけれども、これらについて、予算が適正なものかと判断されているのか、経済状況による経費の増加については指定管理料を引き上げできる規定になっているのかも併せてお尋ねしたいと思います。

以上です。

(事務局) ありがとうございます。

人件費や光熱水費等の物価上昇につきましては、通常リスク分担上では指定管理者が負担すべきリスクとなっておりますが、不可抗力により事前に想定し得る影響範囲を超える高騰に関しては別途協議という取扱いになるため、今後の値上がり状況や社会情勢等を考慮して協議・検討していくこととなります。令和4年度は高騰の状況を考慮し、指定管理者と協議の上、収支の赤字額を上限とした高騰に伴う光熱費の増加額の50%を市が負担することとし、指定管理料増額の対応を行いました。令和5年度につきましても同様に増額対応を行う予定にはなっております。

以上です。

(本多会長) 大森先生、どうでしょう。

(大森副会長) そうすると、予算が物価上昇部分も含めての予算を考えていたにもかかわらずかなりそれ以上上回ってしまったけれども、その半分は市が補填するというのでしょうか。

(事務局) はい。

(大森副会長) 今、お聞きしましたが、そうすると予算がちょっと甘目というか、少な過ぎということの理解になりますが、これは指定管理料が決まっている以上は、恐らく途中での改定は難しいと思いますけれども、今後もし改定の時期がきましたら、もう少し市でもフォローをしてもらったほうが良いかと思います。

以上です。

(本多会長) はい、ありがとうございました。

ほかにこの点につきまして所管部署に対してヒアリングしたいという事項がございましたら、ご自由に質問していただけますか。

(質問等なし)

(本多会長) 特におありにならなければ、次に評価項目(3)募集要項、仕様書記載事項等に関する事項についてのヒアリングに移りたいと思います。

この点も事前に大森先生から所管部署に対するヒアリング事項がある旨承っておりますので、最初に大森先生からご質問いただけますか。

(大森副会長) はい、ありがとうございます。

引き続き予算についてですけれども、応募時の予算書に記載の計上の額が、実際の収支状況の中で支払われた額と半額になっていますけれども、適正な保険に加入されているかどうか、そこだけ気になったのでお尋ねしたいと思います。

以上です。

(事務局) ありがとうございます。

現在、保険は会館業務と自主事業の2種類の保険に加入をしています。予算額から減じた理由としましては、三つございまして、まず一つが合見積もりの結果安価となった。次に二つ目として、自主事業の保険について臨時休業がありましたので、開催実績が減った

ことによって減額されました。最後、三つ目です、こちらは新型コロナウイルス感染症拡大防止のために募集定員を減らさざるを得なかったというところで、それに対する掛金が減ったということで、この3点が減額した理由となります。

実際の加入条件や加入対象、こちらについては応募時より変更はしておりません。

以上となります。

(大森副会長) ありがとうございます。

(本多会長) ほかに、募集要項、仕様書記載事項等に関する事項に関しまして、所管部署に対してご質問がある先生がございましたら、ご自由にご質問いただけますか。

(質問等なし)

(本多会長) 特におありにならなければ、次に評価項目「2 業務の継続性・安定性」についてをテーマといたします。

まず、指定管理者へのヒアリング事項に対する回答について、事務局からご報告をお願いいたします。

(事務局) 施設の収支状況が安定しているかの評価ポイントに関連する質問としましては、「収支のマイナスを社会福祉協議会がカバーできる体制を取っているとあるが、単年度ではなくどの程度の期間、長期的にカバーできる体制なのか」という質問に対しまして、「直近の財政状況では令和4年度に急激な物価高騰に伴う光熱費高騰が発生し、当初見込みを大きく上回る支出が生じたため、JVより担当課へ申し入れを行い、市より事業収支全体で生じた赤字額の半額を補填していただきました。また、収支のマイナスのカバーに関しては、HUG共同事業体のJV協定書を代表団体の枚方市社協が負う内容となっております。社協の直近3年の自己資本比率は60%前後であり、現指定管理期間、これは令和7年度までになりますけれども、その期間においてもカバーできる安定的な経営状況と言えます」と回答をされています。

この項目についての指定管理者からの回答は以上です。

(本多会長) はい、この点、ご質問いただいたのは名賀先生ですけれどもいかがでございますでしょうか。

(名賀委員) はい、了解しました。期間中は問題なく運営できるということを理解しました。

(本多会長) ありがとうございます。

それでは今の点に関しまして、所管部署に対してご質問のある先生がございましたらご質問していただけますか。事前にはヒアリング事項は承っておりませんが、ご自由にご質問してください。

(質問等なし)

(本多会長) ありがとうございます。それでは、定期モニタリングの評価項目は以上になりますが、さらに全般的な事項、また、その他事項としまして指定管理者に対するヒアリング事項がございましたので、その点に関して指定管理者からの回答について事務局からご報告をお願いいたします。

(事務局) 全般、その他事項としまして2件ご質問がございました。

まず一つ目が、「令和2年度の指定管理者選定の際の評価コメントにおいて、関西医科大学学生との連携を視野に入れ、サービスラーニングの枠組みで受入を明確に進める、ある

いは、会場の貸出や他団体との連携では福祉教育、ボランティア学習などの視野も取り入れ、若者の利用促進を図るという取組をされることを期待するという点について、新しい取組などはあったか。それとも会館という立場上そういった取組は難しかったのか」という質問に対し、「緊急事態宣言や外出自粛などにより市民の方の活動が制限される中で対応し担当課と相談する際に確認したこととしては、社会福祉の複合拠点施設として1日でも多く開館、施設利用を継続するという視点です。2023年1月以降、設備故障に伴う使用制限が生じた際も同様です。やむを得ない場合を除き施設利用を継続したことで、貸室が福祉活動者の活動拠点として使用されました。温水プールなど個人で利用する施設も、大半の方が新しい生活様式を実践していただいたことで水泳教室の再開にもつながりました。デイサービスや各種サービスの事業所や相談窓口も併設する複合施設という面もありますので、拠点機能の維持を第一に運営してまいりました。

関西医大学生との連携に関しましては、先ほどもお伝えしましたけれども、社協が法人事業で看護学部のサービスラーニングに業務協力をしており、ラポールひらかたも複合拠点施設として紹介をしています。また、複数の養成機関から社会福祉士、精神保健福祉士の実習生やインターンシップの受入が制度化されており、福祉会館も連携をしています。

福祉教育、ボランティア学習の観点としましては、福祉会館は温水プールで職場体験の受入をしています。

若い世代との関わりについてですが、土日や夜間には個別の福祉ニーズを持つ方が参加する団体活動や温水プールの利用で多くの若い方が来館しておられます。また、温水プールの従業員は若い世代が多く、主体性を尊重しながらも多様な利用者との関わりについて経験を積む場となっています」と回答されています。

次に二つ目ですが、「コロナ禍において本来計画していたことがいろいろとできなかった事情は十分に理解している。その上で、コロナだったからできなかったのではなく、コロナ禍だったからこそできることについて何か思い当たることがあれば教えてもらいたい」という質問に対しまして、「施設の使用環境が変化したことや団体活動を制限せざるを得ない不満など、漠然とした不安の声が利用者から日々寄せられ、電話や窓口で寄り添いながら話を伺う対応を続けてきました。その中には体力の低下など健康に関する不安も多く含まれており、このことは世代を問わない悩みになっていると捉えました。そこで、各教室・講座の中に手軽にできる筋トレ、食事など生活不活発を軽減させる内容を盛り込み、不安を和らげる話し方も工夫いたしました。ソーシャルディスタンスの面でも従来どおりの環境は準備できませんでしたが、人数を減らし大きな会場に変更して対応しました。参加者からは「(開催を) 待っていました」「出かけてもいいんだとうれしかった」「ストレスが発散できた」「ありがとう」といったたくさんの反響をいただき、従業員のモチベーション向上にもつながりました。また、来館した社協の法人事業である生活支援貸付制度や食糧支援の利用者に対し、丁寧な対応で各窓口を案内するなど支援者につながる支援に関わることができ、貴重な接遇の実践となりました。」と回答されています。

回答としては以上となります。

(本多会長) ありがとうございます。

最初の質問は名賀先生から、二つ目の質問は秦先生からだと思えますけれども、いかがでしょうか。

(名賀委員) はい、私の質問に関してはお答えいただいたことはよく理解できました。やはり、利用者がこの会館を自分たちの拠点としていろいろな形で利用することを促進することがその利用者の学びにつながっていくという視点で取組をやっておられるという観点で理解いたしました。そういう形をこれからも非常に重要になってくると思いますので継続していただいて、適宜前半でもあったように、いろいろな声かけとかいろいろなプログラムの紹介とか、そういったことを積極的にやっていただければいいかなと思いました。ありがとうございます。

(本多会長) ありがとうございます。秦先生、いかがでございますか。

(秦委員) ありがとうございます。

コロナの中でいろいろと工夫されて、努力されたことがよく分かりました。

これは他市の、近隣の他市の地域福祉の話ですけれども、ボランティアが提供する通所型の配食サービスがあります。当然のことながら一堂に会してご飯を食べることはもちろんできなくなったわけです。それで、お弁当を作って取りに来てもらう形に、逆をとって実施されました。そうすると、実は配食サービスを利用する人の数が以前よりも増えたということがあったと思います。なので、1日でも多く開館を利用継続する、何とかして部屋を大きくして人数を少なくして開催する、こういった直線的な対応も大事なことだと思いますけれども、もう少し直線的じゃなくて発想を転換するような取組もまた今後あるかなと思って聞かせていただきました。今後ともよろしくお願ひしたいと思います、ありがとうございました。

(本多会長) ありがとうございます。

以上で、全ての項目についてご質問と回答をいただきましたけれども、それ以外に委員の先生方、特に聞き忘れた等ございましたら所管部署に聞いていただければと思いますが、いかがでございますか。

(質問等なし)

(本多会長) それでは、ヒアリングは以上とさせていただきます。

次の案件に移ります。案件(2) 評価・答申について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) では、まずは評価手順につきまして前回の委員会での説明と重複するところもございますが、改めてご説明させていただきます。

第1回委員会でお配りした資料4 評価手順を画面に表示しております。この評価委員会では施設所管部署によるモニタリングが適正に行われているかにつきまして、定期モニタリング評価表の確認や、先ほど実施いただいたヒアリング等を踏まえてご審議いただくものとしております。

「2. 評価の目安」としまして、評価委員会での評価をいただくにあたっては、資料に記載の例を参考にご意見をいただければと考えております。例えば、モニタリングが適正に行われていない場合のご意見例としましては、どこが不適正と思われたのか該当箇所をお示しいただいた上で、「何をもちて評価がなされたのか、根拠資料や説明が不明瞭」といったご意見ですとか、「評価表の評価の根拠の欄に記載されている、またはヒアリングで説明があった根拠だけでは当該評価に至るには不十分である」といったご意見などを想定しております。なお、例示している内容以外にも施設の管理運営状況やモニタリング等につ

いてご意見があればご自由にご発言いただければと思います。

次に、「3. 評価に係る合議・答申」についてですが、この評価委員会の答申としまして、最終的には「適正（適切）に実施されている」、「概ね適正（適切）に実施されているが、一部改善を図る必要がある」、「適正（適切）に実施されていない」の3段階のいずれかを委員会で合議によりご決定いただき、答申いただきたいと考えております。

ただいまから委員の皆様がそれぞれご自身のお考えを整理いただく時間を兼ねまして、15分から20分程度の休憩時間を設けていただきまして、その後評価について委員間での意見交換・合議を経て、答申の内容をご決定いただきたいと思っております。

繰り返しになりますが、意見交換をいただく際は資料7 評価メモの一番右の評価メモ欄でひとまとめにしている区分ごとに、例えば「施設の経営方針に関する事項の①施設の現状に対する考え方及び将来展望について、ご意見のある方はいらっしゃいますか」と会長から意見を促していただきまして、委員からご意見があればおっしゃっていただく形で、上から順番に区分ごとにご意見を頂戴していくとスムーズかと思っておりますので、この資料7 評価メモをご活用くださいますようお願いいたします。

なお、委員会終了後に委員の皆様に記載いただく評価コメントについてですが、評価コメントは答申の理由・説明という位置づけでございまして、基本的には委員会でご発言いただいたご意見を改めて評価コメントに記載いただきたいのですが、最終的にはこの評価委員会のコメントとしてまとめますので、例えば委員会の中でご意見をおっしゃられたもののほかの委員から同意を得られなかったものにつきましては、個人の意見にとどめておいていただければと考えておりますので、こちらにつきましては評価コメントへの記入は不要でございます。また、基本的には評価コメントで何かご意見を記載いただくということは、答申結果としましては3段階のうち二つ目、「概ね適正（適切）であるが、一部改善を図る必要がある」または、三つ目「適正（適切）に実施されていない」をご選択いただくことになるかと考えておりますので、この後の合議の際に疑念点などを十分にご協議いただきまして、答申をいただければと考えております。

説明は以上となります。

（本多会長） はい、ありがとうございます。

割と複雑な面がございます。私のほうでもう1回教えていただきたいのですが、最終的には評価メモの右の枠区分ごとの判断ではなくて、全体としての判断が答申になるということになりますね。

（事務局） はい、そのとおりです。

（本多会長） その答申をする前段階として、評価メモの右枠区分においてそれぞれについて委員の先生方から意見を賜ると。

（事務局） はい。

（本多会長） この際、一部改善の必要があるという意見があれば、それは委員の先生方の共通的な認識というか共通的な判断に合致する場合は、結局それが委員会としての意見になるという理解でよろしいですか。

（事務局） はい、そうです。区分ごとに皆様でご協議いただきまして、皆様のご同意が得られたものにつきましては委員会としてのご意見に反映いただければと思います。答申は区分ごとではなくて全ての区分につきましては協議結果の総括としまして3段階のう

ちのどれかをご判断いただくものになりますけれども、区分ごとにご協議いただきまして、皆様の同意が得られたものにつきましては後ほど評価コメント等でもご記載いただきまして、そちらも皆様にご確認いただいておりますので、答申の裏づけといえますか説明としまして評価コメントもそのように作成していきたいと考えております。

(本多会長) はい、ありがとうございます。

今の事務局からの説明に対しまして、委員の先生方、ご質問等ございましたら確認していただけますでしょうか。

(質問等なし)

(本多会長) それでは、委員の皆さんにそれぞれお考えを整理していただく時間も含めまして、委員会を休憩させていただきたいと思っております。

(休憩)

(本多会長) それでは、委員会を再開いたします。

先ほど、事務局より説明があったとおり、資料7の評価メモの一番右の評価メモ欄で一まとまりにしている区分ごとにモニタリングが適正にできているかどうか、できていない場合にはどのような改善が必要かなど皆様のご意見を聞かせていただければと思います。

まず、「1 業務の履行状況」の一つ目の評価項目、「(1)選定時の基準(確認事項)・事業計画の内容(目標)に関する事項」について、要求事項の区分ごとに伺っていきます。

それでは、最初に「施設の経営方針に関する事項」の①施設の現状に対する考え方及び将来展望について、ご意見のある方はおられますでしょうか。

(秦委員) 大森先生も冒頭でご指摘されていたと思っておりますけれども、「連携」という言葉の定義、解釈が十分に統一されてなかったように感じました。委員の先生方は、例えば連携というのは共通の目標や目的を持って日常的に関わりを持っている協力関係であると捉えていたと思っておりますけれども、こちらの回答では日常的な連携を連携意識とか協力意識みたいところで捉えておられるようにも感じました。感じ方にもよると思っておりますが、本来、このあたりをもう少し明確にして、具体的に指定管理者の回答を厳しく確認していただいてもよかったかなと思っております。評価が変わるものではないですけれども、そのあたりの曖昧さみたいところがずっと後半まで続いていきますので、ちょっとそのあたりは正直しんどさを感じました。

以上でございます。

(本多会長) ありがとうございます。小寺先生、どうぞ。

(小寺委員) 「設置目的などを踏まえた枚方市の現状認識及び枚方市が目指している地域福祉の今後の方向性が明確に提案されている」という確認事項7のところですけども、私が冒頭でお話をさせてもらって、以前の会議でも問題提起をしましたがけれども、少しハード面とソフト面が不明確だということでも但書があるかなと。いわゆるハード面とソフト面の明確化を図るべきということでも但書に入れてもらえればと思っておりますがいかがでしょうか。

(本多会長) ありがとうございます。

そうすると、まず、小寺先生に確認させていただきますけれども、モニタリングに関し

では「概ね適正に実施されているが、一部改善を図る必要がある」というご意見になるということになりますか。

(小寺委員) そうですね、そういう主旨が通れば結構です。

(本多会長) ほかの先生方、取りあえず、今、小寺先生がおっしゃられた点についてご意見等ございませんか。大森先生どうですか。

(大森副会長) 私は秦先生がおっしゃったように、連携という言葉の意味合いのとり方がちょっと私たちが感じるものと少し違ったと思いました。すみません、枚方市の目指している地域福祉の今後の方向性が明確に提案されているかどうかという部分について但し書きで明確にすべきというご意見については、正直、よく分かってない部分があります。曖昧な返事ですみません。

(本多会長) はい、ありがとうございます。名賀先生、いかがですか。

(名賀委員) 特に意見はございません。

(本多会長) 今の小寺先生のご意見で、その点、一部改善を図る必要があると、あるいは先生がおっしゃられた点、先生のご意見としてもやはり一部改善を図る必要があるということになりますか。

(名賀委員) 小寺先生のご意見に賛同いたします。

(本多会長) 分かりました。そうしたら、この「施設の現状に対する考え方及び将来展望」につきましては、私もそのとおりだと思いますので、「概ね適正に実施されているものの、一部改善を図る必要がある」と、改善を図る必要がある点については、先ほど小寺先生が言われた点だということによろしいでしょうか。

(事務局) すみません、ちょっとだけ事務局で補足といえますか、よろしいですか。

(本多会長) はい、どうぞ、お願いします。

(事務局) 冒頭こちらで地域福祉についての考え方のご説明をさせていただいたところでございますが、説明の中でも地域福祉の方向性については、今回、指定管理の業務中で地域福祉の考え方を管理運営にどこまで入れるかが、線引きがどこで落とすかというのが、秦先生が先ほどおっしゃった曖昧さのところの部分の一つかと思っております。あくまで今回、我々が思っている地域福祉の話が、募集要項で示し、かつ社協を含めた共同事業体が事業計画の中で地域福祉の考え方に基づいて、これをやりますと言ってきた事業計画の内容の評価、ここに尽きてくるのかと思っております。その中で社会福祉協議会が担い手の確保、地域の場づくりということの場所の提供を言ってきておりますので、そういう意味では地域福祉の考え方はそこに我々の思っているところは収斂してくるのかと思っております。

小寺先生がおっしゃっていただいている地域福祉の概念がかなり広いという部分と、ラポールの管理運営をすることの地域福祉の考え方の部分が、かなり事務局の部分と先生の思っているイメージ、最初の連携の話ともちょっと通ずるところもあるかなと思っておりますが、事務局としては地域福祉計画の進捗の内容を含めて、こういった評価委員会の中でそれをご議論いただくところでの、こちらの、所管課としてもそういうところは正直持ち合わせていなかったところもございますので、今後、また認識合わせが非常に重要かと感じております。

最初の部分の認識といえますか、ソフトとハードの線引きを我々と先生方の認識をきち

っと合わせる必要があるかなと思っておりますので、考え方、その展望のところでも一部改善というところの改善するポイントが、正直どういったところがポイントになるのかをもう少し教えていただければと思っております。

(名賀委員) よろしいですか。

(本多会長) 名賀先生、どうぞ。

(名賀委員) 先ほど秦先生がおっしゃった言葉の曖昧さというところが非常に難しい部分だと思います。会館としてしっかりと位置づけていきながら、そこをいかに広くうまく利用してもらえるかをまずベースに押さえていけば、利用者側がそれぞれの視点で、それぞれの取組の中で地域福祉を推進していく場所として利用できるのがこの会館だと。その利用に関して非常に使いやすい形をとっていくところで、会館自身が地域福祉に何か取組をしていくという考え方ではないかと私は思います。ですから、そのあたりの言葉の曖昧さの整備がうまくできると、今のような形で会館自身がどんどん積極的により使いやすい形を創っていくことで、その利用団体それぞれが、それぞれなりの視点で地域福祉を推進していけるのではないかなと考えております。

私の意見は以上です。

(本多会長) はい、ありがとうございます。

いかがでしょうか。ちょっと私も分かりにくい部分がありまして、モニタリングという点に関してはどうかという結論になりますでしょうか。モニタリングの前段階という意味では、今、非常にお話はよく分かりましたけど、それをモニタリングにどう関わらせる話になるのか教えていただきたいのですけども。

小寺先生、いかがですか。

(小寺委員) この評価はかなり難しいかなという感じはします。会館が来客者も含めて様々な障害者とか高齢者、社会的弱者と言われている方の相談窓口として機能しており、地域福祉の取組を行うことでお客さんが多くなることが想定されると思います。全体的な相談体制事業を再編するとかいろいろな動きが市全体である中で、その一翼を社会福祉協議会が中心となって担っているとはいえ、総合福祉会館としての取組との線引きを明確にされたほうが良いと思います。

(本多会長) 大森先生、どうぞ。

(大森副会長) 指定管理者評価委員会の役割としては、第一段階に指定管理者が自己で評価する、第二段階で所管部署が評価する、そして第三段階で市の評価を私たち委員がどう評価するかということになってくると思っております。なので、指定管理者自身の評価も当然入ってくるとは思いますが、その指定管理者の評価を市がどの程度ちゃんと見ているのかどうかを考える委員会だと思っておりますので、ちょっとそこら辺を、視点を変えないといけないかなと今、お話を聞いていて少し思いました。その評価ポイント自体が曖昧かなというご意見もありますけれども、委員会としては、評価をどう見るかという発想のコメントをしないといけないかなと思ったところがございます。

以上です。

(本多会長) ありがとうございます。

「市が目指している地域福祉の方向性」に対してモニタリングが行われているわけだけども、そもそも市が目指している地域福祉の今後の方向性に関しての市の認識等が曖昧

な部分があるためにモニタリング自体も一部改善する余地があるみたいな話になりますか、まとめると。

秦先生、いかがですか、教えてください。

(秦委員) 私は地域福祉計画との関連性のことまで言ったわけではなくて、枚方市総合文化芸術センターとの日常的な連携は具体的にはという意味の質問に対して、やはり具体性に欠ける回答だったなという意見をさせていただきでございます。

今の論点は、市によるモニタリングにおいてどこを改善するのですかということですね。

(本多会長) 私がお聞きしたかったのは、この委員会の主旨は枚方市によるモニタリングが適正か、あるいは改善の余地があるか、不適正かという判断をこの委員会でしていくということになると承っていますけど、その点は小寺先生のご意見がどう関係するのか、ちょっと私の頭の中で整理がしにくい部分があります。先ほどの大森先生がおっしゃられたことはよく分かります。

(秦委員) よく分かりますね。

(本多会長) 結局、モニタリング自体が適正に実施されているけれども、それ以前の問題として、市の目指す地域福祉の方向性に関してもう少し明確にしていかなければいけないみたいな話ですかね、小寺先生。

(小寺委員) そうですね、「枚方市が目指している地域福祉の今後の方向性」といえば、本来は地域福祉計画の計画策定委員会とかそれを進行管理する部署の問題です。ですから、ここは切り離さないとちょっと広がってしまうと、そのあたりを整理してほしいということです。この委員会は、所管課が会館の管理運営をいかに適正にしていくかという目的を持って所管課がモニタリングしているところを評価する委員会だと思いますけれども、その対象が少し前段で広がっています。枚方市が目指す地域福祉全体の進行管理に関しては地域福祉専門分科会でやっていくということですので、指定管理者評価委員会では会館の管理運営がいかに至適かという視点で審議することになるかなと思います。枚方市の地域福祉まで広げてしまうと、少し議論が拡散していくかなという感じがしたので、少しそこを但書で修正するべきかなと思います。

(本多会長) ありがとうございます。

確認事項7については、今、先生がおっしゃったように但書をつける等の判断はありますけど、市がやってきたモニタリング自体もやはりおかしいという話になりますか。それとも、モニタリングは適正だけれども、今後は地域福祉の方向性について明確な方針を決めるべきだという話ですか。

(小寺委員) 前段で枚方市が目指す地域福祉の具体的な方向性が出ていますので、それに基づいて所管課はモニタリングをやっていると思いますけれども、地域福祉計画に係る取り組みについては地域福祉専門分科会で進捗確認等を行っているということですので、そのあたりの整合性を持った形で少しここを整理していくべきかなということです。

(事務局) ちょっとよろしいですか。

(本多会長) どうぞ。

(事務局) もともと指定管理者を選定する時に市の要求事項を達成するための必須事項として確認事項を定めており、それに対して、事業者がそれぞれ事業計画を提案してき

ている内容をモニタリングにおける評価ポイントとして設定しています。施設の現状に対する考え方・将来展望で、地域福祉の今後の方向性が明確に提案されているかどうかの項目を指定管理者選定時に確認事項として設定した狙いとしては、総合福祉会館が地域福祉の向上を設置目的に掲げており、ボランティア団体、あるいは福祉団体の活動拠点として活用して様々な活動を展開してほしいという考え方がベースにあります。地域福祉計画の担い手の育成も大きな課題として掲げておりますので、そういったところを捉まえて、地域福祉の考え方に基づいてその場所場所の地域福祉団体の様々な活動を支援していくと提案されていると考えております。一連の考え方と矛盾していないかどうか、入り口部分はそこに立っていますが、その上で事業者が提案してきた内容についても選定委員会の中でこの内容でいいかどうかご議論いただいて指定管理者として選定していただいておりますので、「地域福祉の今後の方向性」の考え方については市と指定管理者の間にズレはなく、モニタリングでは、指定管理者が提案してきた内容をきちんと履行できているかを評価するということになります。

以上です。

(本多会長) はい、そうするとモニタリング自体の問題ではないのではないかとということになりますか。

(事務局) そうではないかなと思っております。

(本多会長) 私が今まで先生方のお話を聞かせていただいて思ったのは、モニタリング自体は適正に実施されているのだけれども、もっと入り口部分で何か対応すべき点があったのではないかみたいな提言にも聞こえますけれども、どうですか。

はい、大森先生。

(大森副会長) 今の事務局の話ですと、私たちは何を評価するのですかという話になってくると思います。指定管理者と所管部署が評価したものが適正かどうかを評価する委員会ではないですか。指定管理者の評価は指定管理者を選定する委員会があると思うので、そこら辺の施設の現状に関する考え方とかいろいろな項目に合致している指定管理者を選んでいただいていると思っておりますので、モニタリングの評価の方法や結果が正しかったかどうか、もうちょっと違うやり方があったんじゃないかということの評価するのがこの委員会だと思っております。ですので、そもそも選定の時にどういう考え方だったかというお話になってくると、この評価委員会で何を評価したらいいのかが分からなくなってきました。

(本多会長) 事務局、今の大森先生が言われた点に関して、もう1回補足的にご説明いただけますか。

(事務局) この評価ポイントの「枚方市が目指している地域福祉の方向性が明確に提案されている」という表現は、指定管理者選定のときに市から提示した要求事項を達成するための必須事項（確認事項）として設定した内容です。その下の「新たな市民交流の取組やより積極的な…」というところについては、指定管理者から示されてきた事業計画の内容になり、市からの確認事項に対してこういうことをやりますというのが書かれてるところになります。それで、それが計画どおりにきちんとできているかどうかを評価するのが一次評価・二次評価になります。一次評価で指定管理者が3の評価をしてきて、適正にできているということで二次評価（所管部署の評価）も3になっていますけれども、総合

福祉会館とか関西医大との連携ができているのかを、モニタリングできちんと確認できているかどうかを今回確認いただければと思っております。なので、秦先生が最初におっしゃられていたこの連携がちょっと曖昧じゃないのかというご指摘があるのかなと認識してま

す。

(本多会長) 大森先生、どうですか。

(大森副会長) 結果的に、一次評価、二次評価の評価の仕方が正しかったのかどうかを私たちが評価するということによろしいですね。

(事務局) はい。

(大森副会長) ですので、それぞれの中身について、本来この評価委員会で評価しなくてもいいところまで評価しないといけないような感じになっているので、改めて評価委員会の役割を確認させていただいたところでございます。

(本多会長) 結局、連携を実施しているかどうかについて、指定管理者が言っている連携が何か曖昧だという話になりますか。連携の対応について、しっかりした知見を持って評価していくべきだみたいなことになるのですか。

すみません、秦先生、お願いします。

(秦委員) 市がおっしゃられたとおりにかなと思っております。特に総合文化芸術センターについては、「日常的な連携をしています」とありますけれども、「案内を心がけています」といったニュアンスだったので、そこはさらにもう1回踏み込んで今後は確認していただければと思います。モニタリングにあたって設定している評価ポイントの内容はもう確定しているはずだと思いますので、一次評価・二次評価の内容に対して確認をさせていただくのが評価委員会の役割だと認識しております。

(本多会長) そうすると、先生の見方からいっても、やはり、今、概ね適正に実施されているけれども、連携等に関して一部改善を図る必要がある、連携等に関するモニタリングというか市のチェックに関して一部改善を図る必要があるみたいなご意見になりますか。

(秦委員) そこまで強いニュアンスはなかったですけど、評価コメントには記入するつもりではございました。

(本多会長) はい。そうすると、やはりそれは適正に実施されているのではなくて、概ね適正に実施されているけど改善の余地があるという結論になるのでしょうか。

(秦委員) その指標が、例えば3段階ならA、B、Cとか1、2、3とか明確な基準があれば答えられますが、そのような基準がなくお答えできかねます。

(本多会長) 基本的には、答申は、点数評価ではなくて、「適正（適切）に実施されている」、それから「概ね適正（適切）に実施されているが、一部改善を図る必要がある」、3番目として「適正（適切）に実施されていない」の3段階評価になります。指定管理者として選定した部分ではなく、モニタリングでの市の評価がどうかをその3段階で評価することになります。

(大森副会長) 会長、すみません。

(本多会長) はい、大森先生、どうぞ。

(大森副会長) これ、一つずつご意見を頂戴するという事になっていると思いますけれども、最終的に全体で適切なのか、概ね適切なのか、適切に実施されていないかを最終

的に判断することになるのです。

(本多会長)　　そうです。

(大森副会長)　　委員がそれぞれ持っていらっしゃるご意見を、まとめてお伺いするというのでは駄目ですか。一つ目でこれだけ意見が分かっていたらかなり時間がかかってしまいますし、いろいろな意見が出てきたときに最終どれでまとめるようになってくると非常に難しくなるのではないかなと、今、思っていますが、いかがでしょうか。

(本多会長)　　そうですね、事務局は大森先生からご指摘があった点についてどう考えられていますか。

(事務局)　　皆さんの中で他の方法のほうがスムーズに進行していただけるということであれば、今、大森副会長がおっしゃっていただいたやり方でご議論いただいても大丈夫です。

(本多会長)　　よろしいでしょうか。

(小寺委員)　　私が気になった枚方市が目指す地域福祉の考え方、それがある程度限定した形で捉えるんだということで、例えば1番だったらより積極的な福祉団体とかボランティアグループのネットワークとか、市立の総合文化芸術センターとか関西医大との連携という形で提案されている、それに対して評価していくことになると思いますけども。これまでの委員会での議論を踏まえ、ここに但し書きを追加すべきという私の意見は、一旦取り下げたいと思います。今後どうなっていくのかということで、また再度コメントを出させてもらう可能性はあると思うけれども、今回は所管部署や指定管理者へのヒアリングも踏まえてモニタリングが適正かどうかの評価を中心にやっていくこととなります。だから、今回の枚方市の地域福祉計画、地域福祉の考え方に関しては、少しこのまま静観するというので意見は取り下げたいと思いました。

以上です。

(本多会長)　　はい、ありがとうございます。

そうすると、やり方としてはモニタリングに関して全体として適正か、概ね適正で一部改善が必要か、適正じゃないか、という判断を全体としていただいた上で、評価コメントに関しては各先生方の見解を書いていただくことが一番スムーズかと思っておりますけれども、事務局はどうですか。

(事務局)　　はい、今おっしゃっていただいた方法で大丈夫ですが、一応、答申の中で一番上の「適正に実施されている」となったときには指摘事項がないということになりますので、その際には基本的に評価コメントは書いていただく必要はないかと思っています。

(本多会長)　　そうすると、どの内容が改善の余地があるかどうか、取りあえず置いておいて、まずは全体としてのモニタリングに対して先生方のご意見として「適正に実施されている」あるいは「概ね適正に実施されているが、一部改善を図る必要がある」、「適正に実施されていない」の3つのうちのどれに、全体としては当たると考えられるでしょうか。

そうしたら、小寺先生からお聞きしたいですけれども。

(小寺委員)　　私は全体的にはこれでいいと思いますけども、一つは、いわゆる障害者雇用の話を、法律もどんどん変わっていきますし、年々雇用率が高まってきていますので、今では違反状態になっているので、少しこのあたりの改善策を求めていくということで、

そのあたりが一番法的なところでは引っかかっていくのかと思いますので、それ以外は別にこれでいいかなと思います。

(本多会長) 分かりました、ありがとうございます。

(事務局) すみません、事務局です、度々すみません。

(本多会長) どうぞ。

(事務局) 今の法定雇用率のところにつきましても、一応、一次評価、二次評価は今、「2」の評価ですので、一部計画どおりにできていない場合はこの「2」の評価になりますけど、今、評価としては「2」がついていますので、これが適正かどうかということになります。

(小寺委員) 今も「2」に落としているんですね。

(事務局) そうです。

(小寺委員) そうしたらそれでいいですね、すみません、細かいところを見ませんで。

(本多会長) いや、よくご指摘いただいてありがとうございます。よく分かります。そうすると、その点はよろしくないと言所管部署も評価されているので、その評価全体としては適正ということになるわけですね。

(小寺委員) 適正、そういうことですね。

(本多会長) 分かりました。秦先生、いかがでございますか、全体として。

(秦委員) 評価全体としては適正だと思います。ただし、私も障害者法定雇用率のこととか少し表現が饒舌な部分は少し意見はさせていただきたいとは思っております。

以上です。

(本多会長) はい、ありがとうございます。名賀先生、いかがですか。

(名賀委員) 私は適正に評価されているということで結構です。

(本多会長) はい、ありがとうございます。大森先生、いかがですか。

(大森副会長) 私も適正に評価されていると思いますけれども、この年度はコロナ禍であったりコロナ禍明けであったり、施設の修繕であったりとか通常の状態とちょっと違う部分が結構あったと思います。施設の収入や経費であったりとか、入館者の数についても評価が難しかった部分もあったと思いますけれども、引き続き適切な施設運営になるようお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

(本多会長) はい、それで結論は。

(大森副会長) 結論は適正な評価だと思っております。

(本多会長) 私も、前提部分にいろいろと議論があるとしても、それを前提としたモニタリング自体は適正にやっているとは思っていますので、基本的な結論としては適切に実施されていることになるように思いますけど。

問題は、事務局にお伺いしたいのですが、適正に実施されているという結論になって、一部、若干コメントをされたい先生もおられると思いますけども、その点はどうか。全体として結論が得られているから、提言、あるいは今後の参考という意味合いのものとして受け取れることもできるのですか。

(事務局) 当初考えておりましたのは、評価委員会において改善が必要と評価された場合はコメントをいただいて、それに対する改善策を講じるために活用させていただこう

かとは考えていましたけれども、適正であるという結果であっても、意見として言うておきたいところをコメントで入れていただくのは可能と考えております。

(本多会長) 分かりました。そういうことでございますので、答申としては適正に実施されているという答申を委員全員の合議の結論として出した上で、評価コメントについてはそれを前提に各委員の先生方、若干のコメントをいただくと、こういうことで委員の先生方、いかがなものでしょうか。

(全委員の「異議なし」を確認)

(本多会長) ありがとうございます。

それでは、評価結果については「適正に実施されている」ということでご異議ございませんか。

(全委員の「異議なし」を確認)

(本多会長) ありがとうございます。

それでは、「答申について」を議題といたします。今評価委員会の評価結果を答申するに当たり、事務局から一般的な案はございますか。

(事務局) 恐れ入りますが、ただいま答申書(案)を画面共有いたしますので、少々お待ちいただけますでしょうか。

このように答申書(案)として作成いたしましたので、画面をご覧くださいませでしょうか。私のほうで読み上げをさせていただきますので、ご確認をお願いいたします。

「令和 年 月 日、枚方市長伏見隆様、枚方市立総合福祉会館指定管理者評価委員会会長、こちらは後ほど会長に自署をいただきます。枚方市立総合福祉会館指定管理者のモニタリングに係る外部評価について(答申)(案)、本委員会に対して諮問のあった枚方市立総合福祉会館指定管理者のモニタリングが適正に行われているかの評価(外部評価)について慎重に審議した結果、次のとおり答申します。1. モニタリングは適正(適切)に実施されている。」

以上でございます、よろしく願いいたします。

(本多会長) はい、ありがとうございます。

そうすると、この(案)で答申するということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(本多会長) 特にご異議もないようです。よって、ただいまの答申書(案)のとおり答申することに決めます。

続きまして、案件(3)その他について、事務局から何かありますか。

(事務局) その他といたしまして、まず、評価コメントについてご説明させていただきます。

本日の委員会終了後、各委員より、「評価コメント」を提出していただきます。資料 14 評価コメント記入用紙ですが、事前にお渡ししたのものから、様式を変更しております。只今画面に映しておりますのが変更後の様式になりますので、お手数ですが画面をご覧ください。こちらの用紙に、先程おっしゃっていただいたご意見を、今回は適正に実施されているという答申でしたが、少しご意見があるとのことでしたので、そちらのご意見を改めてご記入していただき、2月9日(金)までに事務局行革推進課までメールで提出してください。項目ごとに記入いただく様式になっておりますが、ご意見のある項目のみご記入

いただければ結構でございます。様式のデータにつきましては、本日の委員会後に送付いたしますのでよろしくお願いいたします。

この後各委員からご提出いただいた評価コメントは事務局（行革推進課）にてとりまとめて全委員にご確認いただきたいと思っております。

最後に、お手元の資料の取り扱いについてご説明いたします。事前に皆様にお配りさせていただきました資料一式につきましては、非公開情報が含まれますので、会議録や評価コメントが確定したら、できるだけ事務局の方で回収させていただければと思っております。資料と一緒に送りした着払い伝票にて、事務局（行革推進課）までご返送いただければと思っております。

お送りしたデータについても、会議録や評価コメントが確定し不要になりましたら消去していただきますようお願いいたします。大変お手数をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。以上でございます。

（本多会長） ありがとうございます。委員会の合議としてはモニタリングが適正（適切）に実施されているという結論のもとで、各先生の方で今後の提言等ということで特に記入したいことがございましたら記入していただいて結構かと思います。

他に事務局から何かありますか。

（事務局） 最後に、私から、皆様へ一言、お礼のごあいさつをさせていただきたいと思っております。

このたびは、枚方市立総合福祉会館の外部評価につきまして、2回にわたる委員会において、様々な視点から熱心にご審議をいただき、本日とりまとめていただきまして、誠にありがとうございました。

今後、本日いただきました答申に基づき、今後も市として適正なモニタリングを実施できるよう努めてまいります。

会長、副会長をはじめ、委員の皆様方には、大変お忙しいなか、長時間にわたり、本評価委員会の委員としてご尽力をいただきましたことに、改めて厚くお礼を申し上げます。

ありがとうございました。

（会長） 委員の皆様には、熱心にご論議いただき、無事、答申させていただくことができました。委員会運営にご協力いただきましたことを、この場をお借りし、お礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

（閉会）